# 多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会運営支援委託 事業者選定における募集要項

# 1 公募型プロポーザル方式を採用する理由

平成28年3月、多摩市議会定例会のパルテノン多摩大規模改修事業関連予算の決議の際、「多摩センター地区全体の更なる活性化につながるような工夫が必要」である旨の内容を含んだ附帯決議がなされた。そして平成29年7月に都市計画・まちづくりの専門家への業務委託の成果として、多摩市立多摩中央公園(以下、「多摩中央公園」という)と公園内施設等がそれぞれの機能を最大限に発揮した上で、互いに結び合わさり、行き交う仕掛けをつくることにより、多摩センター地区の回遊性と賑わいを創出することを目標とした「(仮称) クリエイティブ・キャンパス構想」(以下、「クリエイティブ・キャンパス構想」という)が提案され、多摩センター地区活性化推進会議において検討している。

その実現に向けて、周辺施設等で組織する「キャンパス・マネジメント・アソシエーション(以下、「CMA」という)」を設立する予定である。本件は、その前段の「多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会(以下、「準備会」という)」を設立し、準備会の運営支援業務を委託するものである。

準備会は、多摩中央公園及び公園内施設等が連携し、まちの賑わいを創出していく仕組みを作ることを目的としている。そのため、本委託については施設間連携やエリアマネジメントの専門的な知識や経験が必要不可欠である。このことから、委託先の選定にあたっては価格競争ではなく、限られた事業経費の中で専門的な知識を活用しつつ、新たな企画や事業等を提案することができる事業者を広く募集する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、当該業務にかかる契約の相手方を選定する。

### 2 概要

- (1) 件名:多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会運営支援委託
- (2) 期間:令和2年7月1日から令和3年10月31日
- (3)履行場所:多摩市役所

### 3 業務内容

- (1) 多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立に向けた各種調整
  - ①目指す姿である「多摩中央公園を中心として公園内施設等が連携し、活性化を図る」具体的なイメージの提案・調整
    - ・ (仮称) クリエイティブ・キャンパス構想及び(仮称) キャンパス・マネジメント・アソシエーションの名称の検討。
    - ・多摩中央公園と公園内施設等の目指すべき具体的なイメージを提案し、準備会としての意見と してまとめる。
  - ②CMA内の体制 (メンバー) や役割分担 (全体会、推進会議、プロジェクトチーム等) について の提案・調整・整理
    - ・会則を整備し、役員の調整を行う。
  - ③CMAの方針や運営ルール、事業展開についての提案・調整・整理
    - ・事業計画書を委員の意見を聞きながら作成する。
  - ④CMAの事務局(多摩中央公園管理運営業者)の役割を整理する。

- ⑤その他CMA設立に向けた準備検討
- (2) パルテノン多摩休館中の多摩センター地区活性化策の調整、アドバイスなど
  - ①パルテノン多摩が休館中の多摩センター地区活性化策の施設間調整、アドバイス、サポート
  - ・委員によるパルテノン大通りやレンガ坂を活用した活性化策の調整を行い、アドバイスやサポートを行う。
  - ②その他必要な支援など
- (3) 準備会の運営、アドバイザー業務、資料及び要点録の作成等
  - ①準備会開催
    - ・準備会は、委託期間外である令和2年4月に第1回を開催するため、委託開始は、7月中旬開催予定である第2回からとする。
    - ・第2回以降、5回程度の開催を予定し、1回の会議は、概ね2時間とする。令和2年度7月、 8月、下半期に1回ずつ開催予定。令和3年度は上半期に2回開催予定。
    - ・日程調整、資料作成、会議進行、アドバイザー業務、要点録の作成など
  - ②準備会で決定した各部署におけるイベント等についてのアドバイス
- (4) クリエイティブ・キャンパス構想についての質疑の場の設定
  - ①クリエイティブ・キャンパス構想の提案者(大学准教授)を招いて、2回程度準備会において意見交換及び質疑の機会を設けること。(1回に付き、2時間程度。)
    - ※提案者の出席1回にかかる経費56,000円程度(交通費、報酬等を含む)も委託費に含む ものとする。
- (5) CMAの設立及び運営補助
  - ①多摩中央公園の各施設の管理運営事業者が決定後、CMAを設立する。
    - ・令和3年度10月設立総会の開催。総会の事務局をサポートし、開催の案内や会場の予約、関係資料(会則、事業計画、設立趣意書、役員案など)、その他の総会にかかる準備及び当日進行のサポート等を行う。
  - ②CMA事務局となる事業者に対し、令和3年10月末までに業務引継ぎを行う。
    - ・引継ぎ事項などを書面で残し、確実に引継ぎを行うこと。現時点ではCMA事務局は多摩中央 公園の管理運営事業者が担う予定でおり、令和3年7月頃から準備会に参加予定。
- (6) 打合せなど
  - ①多摩センター地区活性化推進会議(副市長を長とする部長級の庁内会議)等への出席(2回程度を予定)
    - ・多摩センター地区活性化推進会議へ出席し、準備会での検討状況の報告を行う。また、多摩センター地区活性化推進会議からの質問や、意見を受け、その後の検討に反映させる。
- (7)成果品の提出
  - ①CMA運営計画書またはそれに準ずるもの
  - ②準備会報告書

### 4 応募資格

本事業への応募者は、下記の要件をすべて満たす日本国内に本店を有する法人であること。

- (1) 平成29年度から令和元年度における、官公庁発注による会議等の運営支援業務もしくはまちづ くりの計画やビジョン策定支援業務の実績を有すること。
- (2) 国税、地方税等についての未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、多摩市の契約案件におい て、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (4)過去1年以内に多摩市もしくは国及び他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- (5)経営不振の状態〔会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく、更正手続開 始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事 再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市 が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く〕にないこと。(また、契約時に上記経営不振の 状態になった者は契約しない)
- (6) 多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれら2親等内の親族が経営する企業等、または実質的な 支配力を持つと思われる企業等でないこと。
- (7) 過去5年以内に、個人情報漏洩等の事項について、判決による罰金もしくは和解金の支払いがな いこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(多摩市契約における暴力団等排除措置要綱(平成 22年3月31日多摩市告示169号)第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。)でない者。
- ※なお、本業務を受託した場合、多摩中央公園の改修・整備・運営事業へ参加することができない。

### 5 予算

次の金額を契約予定上限額と。

(1) 目途額 (総額) 10,477,500円

(消費税及び地方消費税 10%含む)

※うち 令和2年度分 4,956,600円

令和3年度分

5,520,900円

(2) 支払い条件:年度毎の完了払い 令和2年度分と、令和3年度分で分けて各年度末に支払う。

### 6 受託者選定方法

(1) 選定方法

公式ホームページ等を通じて、プロポーザル(企画提案)参加希望者の公募を行い、企画提案等 の内容を含めて総合的に評価を行い、事業運営候補者を選定する。

(2)審査方法

多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会運営支援委託に関する審査は「多 摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会運営支援委託事業者選定におけるプ ロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という)にて行う。

### (3) 審査会の構成

- a 市民経済部長(委員長)
- b 施設政策担当部長
- c 企画政策部長
- d くらしと文化部長
- e 都市整備部長
- f 環境部長
- g 教育部長

### (4)審查基準

#### ①参加資格審查

参加資格審査として、法人の財務状況等について、市が指定する資料の提出を受け、書類審査 を実施する。なお、参加資格審査において運営状況、財務状況が不適格とみなされた事業者は参 加資格がないものとし、今後の審査に参加できない。

### 21次審査

参加資格要件を満たした事業者からの提案資料をもとに、審査会における審査により1次通過者を選定する。審査項目について書類審査を行い、点数をつける。評価の得点を合わせた合計点の高い順に順位付けを行い、同点の場合で順位付けを明確にする必要がある場合は審査員の投票で決定する。また、投票においても同数の場合は会長により決定する。

評価については、「多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会運営支援委託事業者選定における審査基準書(以下、「審査基準書」という)」に基づき、審査委員1人につき、持ち点100点とし、計700点満点とする。最低基準点を420点とし、これを上回る事業者の中で、各審査委員の得点を合わせた合計点の高い順に順位付けを行い、上位2者を目安に1次審査通過者を選定する。また、最低基準点を上回った者で、1次審査通過者の次に得点が高い者を1次審査の次席者とし、1次審査の通過者から欠員が出た際に2次審査に進むものとする。

### ③ 2 次審査

1次審査を通過した業者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行う。審査基準書に基づき審査員1人につき、持ち点50点とし、計350点満点とする。

1次審査と2次審査を合計した点数(1,050点満点)をもとに審査会で最適受託候補者及び次席者を決定する。

#### ④審査結果の通知方法

選定の結果は、すべての応募者に文書により通知する。

#### ⑤審査項目

#### 1次審查

#### 評価事項 19項目 (100点満点)×7

### 事業の目的に対する理解度<10点満点> 各5点×2

- ・多摩センター地区の特性・状況及び課題を的確に踏まえた提案であるか
- ・クリエイティブ・キャンパス構想を理解した提案となっているか

#### 提案書の内容<35点満点> 各5点×7

- ・STEP2のCMA設立に向け、準備会からスムーズに移行できるような提案となっているか
- ・会議運営で生じうる課題の予測、対処方法が提案されているか
- ・提案内容が将来的に、多摩センター地区全体の活性化に波及できるようなものであるか
- ・受託期間中にパルテノン多摩の休館等の状況も踏まえた、多摩中央公園を中心とした多摩センターの賑わいが創出されるような事業提案ができているか
- ・施設間が連携した取り組みの提案内容が、市民・地域ニーズを捉えられているものであるか
- ・提案書の内容が分かりやすく、かつ読み手に伝わりやすいものであるか
- ・提案内容と価格の関係性は妥当であるか

# 実施体制<20点満点> 各5点×4

- ・業務遂行に必要な人員の確保ができているか
- ・業務遂行にあたり適切な作業分担になっているか
- ・適切で実効性の高いスケジュールの提案ができているか
- ・事務局(経済観光課)からの相談等に迅速に対応できるような連携体制がとなっているか

### 業務実績<25点満点> 各5点×5

- ・官民連携・組織(施設間)づくりの実績
- ・エリアマネジメントについて専門的な知識があるか
- ・事業者の過去3年間の会議運営支援実績
- ・本業務におけるリーダーの過去3年間の実績と資格
- ・実務担当者の過去3年間の実績資格

### 経済性<10点満点> 計算式により算出

・経済性を有する提案価格になっているか

### 2次審査

	評価項目及び配点	評価項目
1	担当チームの対応 (50点満点)×7	<ul><li>1)提案内容の的確性・実効性を有したものであるか。</li><li>2)説明の手法・ヒアリングへの対応は適切であるか。</li></ul>

### 7 提出書類等

(1)参加申込書の提出について

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加表明書を提出すること。 各種証明書等 は直近3か月以内の発行のものとする。

#### ①提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社概要(様式2)
- ウ 業務実績(様式3-1)
- 工 履歴事項全部証明書
- オ 各種納税証明書(直近1か年分)

国 税:法人税

都道府県税:都道府県民税、事業税

区市町村税:区市町村民税、固定資産税、都市計画税

※納税証明書に代わり非課税証明書でも可とする

カ 決算書のコピー(直近1か年分)

提出の際、参加要件を満たしていることを確認すること。様式は、市ホームページ及び窓口より入手すること。

②提出方法

提出日までに提出場所に持参又は郵送すること。なお、持参を希望する者は、必ず事前に電話 連絡し、日程調整のうえ来庁すること。

③提出場所

多摩市役所 本庁舎2階 市民経済部 経済観光課

住所:〒206-8666 多摩市関戸六丁目12-1

電話:042-338-6830

④提出締切日

令和2年4月14日 (火) 午後5時まで

⑤参加資格の審査について

提出された参加表明書をもとに参加資格の審査を行い、市が参加資格を有すると認めた者に対し、参加決定通知書を送付する。参加決定通知書は令和2年4月16日(木)を目処に発送する。

(2) 提案書の提出について

参加が決定した者は、以下のとおりに提案書等を提出すること。

- ア 従事社員(様式3-2)
- イ 業務体制(任意様式)
- ウ 提案書(任意様式。ただし、原則としてA4用紙10枚まで、A3用紙5枚でも可)
- 工 提案価格表 (様式4)
- ①提案書の依頼内容

「提案依頼書」を参照の上、記入すること。

②提案に係る費用

提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。

### ③提出物の提出日

令和2年5月8日(木)午後5時までとし、それ以降は受け付けない。

### ④提出部数

原本1部、審査用10部及び電子媒体1部(PDF形式のCD-ROM)を提出のこと。

### ⑤提出物の返却

提出された書類1式は返却しない。

参加にあたっては、多摩市公式ホームページに掲載している、本構想の実現に向けていただいた「多摩センター活性化支援業務提案書」を理解したうえで提案すること。

「多摩センター活性化支援業務提案書」 http://www.city.tama.lg.jp/0000009635.html

### 8 選定スケジュール

・公示	令和2年	4月 1	. 日	(水)
・参加申込締め切り	令和2年	4月14	日	(火)
・参加決定通知書	令和2年	4月16	日	(木)
・提案書受付開始	令和2年	4月17	7 日	(金)
・質問受付期限	令和2年	4月24	日	(金)
・質問回答	令和2年	4月30	日 (	(木)
・提案書締め切り	令和2年	5月 8	日	(金)
・1 次審査・結果通知	令和2年	5月14	日	(木)
・2次審査プレゼンテーション	令和2年	5月28	3 日	(木)
・最終候補者決定	令和2年	5月28	日	(木)
・参加者へ結果通知	令和2年	6月12	2 目	(金)
・仕様書の協議	令和2年	6月16	日	(火)
・委託契約の締結	令和2年	6月30	日 (	(火)
・事業開始	令和2年	7月 1	. 日	(水)

#### 注釈

### (1) 言葉の定義

① クリエイティブ・キャンパス構想

多摩中央公園を活動の基盤となるエリアとして、そこにある文化的・学術的サービスを備えた 各施設が互いに結び合わさることで、まるで創造的な大学のキャンパスのようになる場所におい て、回遊性と賑わいを創出し、多摩センター地区の更なる活性化を図る構想。平成 29 年 7 月都 市計画・まちづくりの専門家より、構想の提案があった。

URL: http://www.city.tama.lg.jp/0000009635.html

② キャンパス・マネジメント

クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けて各施設の活動を一体的にマネジメントすること。

# ③ キャンパス・マネジメント・アソシエーション (CMA)

まちづくりの専門家により提案されたキャンパス マネジメントの手法の1つで、キャンパス・マネジメントを行う協議体。クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向け、取組方針や推進手法、活動内容の検討・協議・決定、取り組みの検証を行う。その前段として、準備会を設置する。

### ④ 公園内施設

多摩中央公園内立地している施設のこと。パルテノン多摩、多摩市立中央図書館、グリーンライブセンター、旧富澤家などが挙げられる。

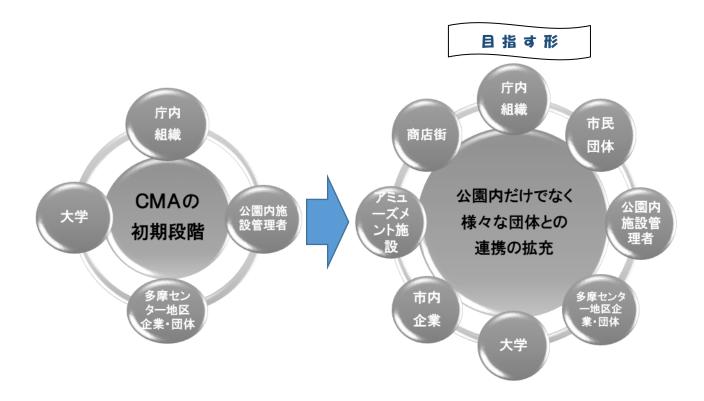
- (2) クリエイティブ・キャンパス構想の実現イメージ
  - ① 各施設が各々の機能を最大限に発揮できる体制を整備
  - ② 多摩センター地区全体の活性化を共通ミッションとして、多摩中央公園と公園内施設等、民間を含む周辺施設が連携
  - ③ 市民や市民団体、大学、多摩センター地区の企業や団体が段階的に参画
  - ④ 施設間の日常的な連携と市民・市民団体を含む広範な担い手の参画を求めるために、ベースとなる多摩中央公園の至近の場にCMAの事務局機能を設置

### (3) クリエイティブ・キャンパス構想の実現にむけた進め方

3つのSTEPを踏んで、運営促進・拡充を図っていく。

	開始時期	内容
STEP1	R2.4~	準備会を設立  CMAを設置し公園を中心とした目指す姿の具体的な理想像の検討  CMAのメンバーや体制運営ルールなどを検討
STEP2	R3. 10∼	<ul> <li>CMAを設立</li> <li>▶ 多摩中央公園を中心とした公園内施設間の連携</li> <li>▶ 多摩中央公園及び公園内施設等が連携し活性化を図る取り組みの検討・実施</li> <li>▶ 各施設のオープニングイベントを含めた活性化の取り組みを実施</li> </ul>
STEP3	R6−R8∼	連携の拡充  多摩中央公園を中心として、更に連携の輪を拡充し、活性化を図る  店街や市民・地域団体、アミューズメント施設等との連携を拡大し、より一層の賑わいを創出

# ~ СМАの輪が段階的に広がり・拡充されていくイメージ ~



# (4) 多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会メンバー構成

27	1111/1/2000	( > [ > ] > ]	7 7 7 1 2 1 2 版 五 平 M 五 7 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	多摩中央公園 内施設の管理 運営事業者	パルテノン <b>多</b> 摩	文化施策担当課長、子ども家庭支援センター長 多摩市立複合文化施設の管理運営事業者(多摩市文化振 興財団)
常		多摩市立中 央図書館	図書館本館整備担当課長
常任委員		グリーンラ イブセンタ ー	公園緑地課長 多摩市立グリーンライブセンターの管理運営事業者 (恵泉女学園大学、多摩市グリーンボランティア連絡会)
		旧富澤家	文化財担当課長
	多摩中央公園管理者		公園緑地課長 (再掲)
	多摩市(※事務局)		観光担当課長
非常	大学		市内大学(大妻女子大学)
非常任委員	団体等		多摩センター地区の活性化団体(多摩センター地区連絡協議会) 公園隣接施設(多摩アカデミーヒルズ)
※必要に応じて出席する職員等 多摩市(関連部署等)			行政管理課長、資産活用担当課長、都市計画課長、 道路交通課長 等